

消費者行政推進会議について

平成20年3月
内閣官房消費者行政一元化準備室

1 趣旨

各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織のあり方を検討し、その組織を消費者を主役とする政府の舵取り役とするため、消費者行政推進会議を開催（平成20年2月8日閣議決定。別紙1。）。

2 構成

会議は、有識者（別紙2）により構成し、内閣総理大臣が開催。

3 検討事項

- (1) 消費者行政を統一的・一元的に推進するために必要な権限
- (2) 所掌事務及び組織形態（消費者行政を担当する大臣の常設化を含む）
- (3) 消費者にとってわかりやすい窓口

4 検討状況

平成20年2月12日 ○ 第1回

- ・ 今後の進め方
- ・ 自由討議

2月27日 ○ 第2回

- ・ 消費者問題の実態
- ・ 消費者窓口に関する課題

3月13日 ○ 第3回

- ・ 国と地方の役割

それぞれ、担当委員から説明の後、議論。

5 今後の進め方

3月 ○ 第4回

- ・ 国民生活審議会の報告（総点検、国民生活センターのあり方）
- ・ 論点整理（第1回～第3回を踏まえ）

4月 ○ 第5回以降～
組織形態のあり方等

別途ヒアリング等を行うため、ワーキンググループを設置。

消費者行政推進会議の開催について

平成20年2月8日
閣議決定

1. 趣旨

各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織の在り方を検討し、その組織を消費者を主役とする政府の舵取り役とするため、消費者行政推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び消費者行政推進担当大臣・内閣府特命担当大臣（国民生活）が出席するほか、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3. 検討事項

- (1) 消費者行政を統一的・一元的に推進するために必要な権限
- (2) 所掌事務及び組織形態（消費者行政を担当する大臣の常設化を含む）
- (3) 消費者にとってわかりやすい窓口

4. その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

消費者行政推進会議 名簿

(敬称略 50 音順)

| | | |
|----|--------|---------------------------|
| 座長 | 佐々木 毅 | 学習院大学法学部教授 |
| | 川戸 恵子 | ジャーナリスト |
| | 阪田 雅裕 | 弁護士（前 内閣法制局長官） |
| | 佐野 真理子 | 主婦連合会事務局長 |
| | 島田 晴雄 | 千葉商科大学学長 |
| | 中村 ・ 夫 | 松下電器産業株式会社代表取締役会長 |
| | 中山 弘子 | 新宿区長 |
| | 林 文子 | 株式会社ダイエー 取締役副会長 |
| | 原 早苗 | 金融オンブズネット代表 |
| | 松本 恒雄 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |
| | 吉岡 和弘 | 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長、弁護士 |